

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1) 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする利害関係者の方々に対して、経営の透明性並びに経営の効率性を確保することをコーポレートガバナンスの基本としています。

また、当社グループの「使命」「事業目標」「経営方針」等を定めたミッション・ステートメントを策定し、その指針に沿って行動することにより、企業価値の向上に努めています。

(2) 当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的体制

- a. 当社は、監査役制度、監査役会制度を採用しています。本報告書提出日現在、当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名の計4名で構成され、非常勤監査役のうち2名は社外監査役です。社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。監査役会は原則月1回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議をしています。

本報告書提出日現在、当社の取締役会は、取締役10名で構成され、取締役10名のうち3名は社外取締役です。社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。取締役会は原則月1回開催し、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しています。

また、当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を可能にし、取締役会の意思決定機能、監督機能を高めるとともに、業務執行の迅速化かつ効率化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しています。

当社としては、これらの体制により、社外からのチェック機能が十分に働き、また、十分に取締役会の監督機能が担保されていると判断しています。

なお、取締役社長の諮問機関として、経営基本方針、重要な業務執行事項等の審議・報告を目的とした経営会議を定期的に(原則月2回)、また必要の都度開催しています。経営会議は、取締役社長を議長として、常勤取締役及び取締役社長が指名する者をもって構成されています。また、常勤監査役は、経営会議へ出席し意見を述べる事ができるものとしています。経営会議に付議された事項は、その審議を経て取締役社長が決定しますが、取締役会付議事項に該当するものは、別途取締役会に付議しています。

- b. 経営陣幹部・取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役の報酬並びに取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選定に関する事項について、社外役員を主要な構成員とする任意の諮問会議(役員報酬諮問会議、役員人事諮問会議)を設置しています。
- c. 当社グループは、本報告書のIV-1「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載している内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、それらに関する社内規程に基づいて、内部統制システムの運用、リスク管理及びグループ会社の業務の適正の確保を行っています。
- d. 当社におけるコーポレート・ガバナンスの具体的な取り組み、状況につきましては、本報告書の各項目をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コードの各原則のすべてを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、協働ビジネス展開の円滑化又は強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、当該取引先等(投資先企業)の株式等(政策保有株式)を取得し、保有することができますものとしします。

2. 政策保有株式の議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権については、当社グループ及び投資先企業の株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、適切に行使します。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、損益に一定額以上の影響を及ぼす取引を実行するにあたっては取締役会に付議しており、関連当事者(役員や主要株主等)との取引についても同様の手続きを経ることで、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することのないよう、体制を整備しています。

当社と取締役との取引については、各取引内容を調査のうえ、利益相反取引又は競業取引に該当する場合には、法令及び取締役会規程に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認します。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 企業理念、経営戦略・経営計画

経営理念は、「ミッション・ステートメント」として、当社ウェブサイト等で開示しています。中期経営計画も当社ウェブサイト等で開示し、決算説明会等において説明しています。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書のI-1「基本的な考え方」に記載しています。

(3) 経営陣幹部及び取締役の報酬決定の方針・手続

- a. 報酬決定の方針
取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のためのインセンティブも付与すべく、全額業績連動型とします。
具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結経常損益に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとします。
- b. 報酬決定の手続
取締役社長及び取締役社長が指名する社外役員3名からなる役員報酬諮問会議を設置しています。同会議において、役員報酬の基本方針に関する事項について審議し、取締役に答申のうえ、取締役会で決議することとしています。
- (4) 取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定の方針・手続
- a. 指名方針
取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス(社外役員の員数を含む。)を考慮することを方針とします。
- b. 指名手続
取締役社長及び取締役社長が指名する社外役員3名からなる役員人事諮問会議を設置しています。同会議において、当社の取締役・監査役の指名及び経営陣幹部の選定に関する事項について審議し、取締役に答申のうえ、取締役会で決議することとしています。
なお、監査役候補者の指名については、別途、監査役会の同意を得ることとしています。
- (5) 取締役・監査役候補者の個々の指名についての説明
当社は、株主総会招集通知(株主総会参考書類)や有価証券報告書に個々人の略歴を記載し、また、役員人事に係るプレスリリースに個々の業務分担や役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載することにより、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の指名についての説明を行うこととしています。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社は、投融資を含む重要な財産の処分及び譲受け、重要な使用人の選解任、重要な組織の設置・変更・廃止等、法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、取締役会規程において具体的に取締役会の決議事項と定め、これら以外の事項に係る意思決定は、取締役社長又は執行役員、部門長にそれぞれ委任しています。

【原則4-9】(独立役員の独立性判断基準)

社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性については、当社が上場する金融商品取引所が定める独立性基準に従って、その有無を判断します。

【補充原則4-11-1】(取締役会の構成についての考え方)

経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にします。
定款に定める取締役の定数は10名以内、監査役の定数は5名以内ですが、現在、取締役10名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役2名)を選任しています。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の兼任状況)

当社は、取締役・監査役候補者の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況等、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しています。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会招集通知(株主総会参考書類)、事業報告、有価証券報告書等において、毎年開示を行うこととしています。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要)

当社は、取締役及び監査役に対し、取締役会の運営をはじめとする取締役会全体の実効性に関するアンケートを定期的実施することとしています。

アンケートの集計結果は、毎年、取締役会に報告し、当該取締役会において、取締役会の実効性について分析・評価を行うこととしています。

・2015年度の取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要

取締役会において取締役会全体の実効性について分析・評価を行うにあたり、事前に、取締役・監査役に対し、2015年度の取締役会の実効性に関する自己評価アンケートを実施しました。当該アンケートでは、取締役会の構成・運営等に関し15項目の質問を設けて、各自の意見をヒアリングしました。

自己評価アンケートの結果および取締役会における分析・評価の結果、当社の取締役会全体の実効性は概ね有効であるとの結論に至りました。また、自己評価アンケートで意見・指摘があった項目(取締役会の構成、取締役会資料の提供時期、取締役会付議事項の必要性、取締役会における率直な発言・議論、役員のトレーニングの機会)については対応策を取りまとめ、これらの対応策を実行することで、取締役会のさらなる機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

1. 社内取締役・社内監査役が新たに就任する際には、役員の一般的な役割・責務に関する講義や研修を行います。
2. 社外取締役・社外監査役が新たに就任する際には、当社グループの事業内容の説明や製造拠点の視察を実施します。
3. 就任後も、法令等の改正や社会情勢の変化等があった場合、必要に応じて、講義や研修を行います。
4. 社外取締役・社外監査役に対して、当社グループの課題等について、必要な情報提供を行います。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

1. 株主・投資家のみなさまとの対話については、総務部門を管掌する取締役が統括し、建設的な対話の実現に向けて社内体制を整備し、活動の充実を図ります。
2. 対話については、総務部門が窓口となり、建設的な対話に向けた企画運営を行います。また、総務部門は、関係部門と情報共有しながら、対話の内容について検討します。
3. 個別面談以外の対話の手段としては、機関投資家・アナリスト向けに、原則年2回、取締役社長を説明者とする決算説明会を実施します。また、当社のウェブサイト株主・投資家向けのページを設け、非財務情報を含む経営に関する重要な情報を積極的にかつ適時・適切に開示します。
4. 個別面談を含む対話の機会を得られた株主・投資家のみなさまからのご意見等については、適宜、取締役会、取締役社長、関係部門へフィードバックし、その内容の共有を図ります。
5. ディスクロージャーポリシーを定め、沈黙期間(四半期・通期決算期日の翌日から当該決算の発表までの期間)中は株主・投資家のみなさまとの対話を制限させていただくとともに、個別面談時は原則2名以上で対応することにより、対話に際してのインサイダー情報の漏えい防止を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金(株)	39,080,012	42.88
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	5,265,470	5.78
(株)福岡銀行	1,859,280	2.04
CBNY DFA INTL SMALL CAPVALUE PORTFOLIO	1,303,000	1.43
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,193,000	1.31
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,152,000	1.26
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-HYUNDAI	910,000	1.00
東邦瓦斯(株)	708,944	0.78
(株)安川電機	700,780	0.77
日本生命保険(相)	674,497	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 **更新**

- ・日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)の持株のすべては、信託業務に係る株式です。
- ・上記のほか、当社所有の自己株式6,801,871株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.46%)があります。
なお、この自己株式数は株主名簿上の株式数であり、実質保有株式数は6,800,871株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.46%)です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小西 淳平	他の会社の出身者					○		○				
小川 弘毅	他の会社の出身者								△			
藤永 憲一	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		小西淳平氏は、現に新日鐵住金(株)の業務執行者(使用人)であり、過去10年間においても同社の業務執行者(使用人)でありました。新日鐵住金(株)は、当社の筆頭株主(当社の総株主の議決権の47.01%を所有(直接所有分、2016年3月31日時点))であり、当社は、新日鐵住金(株)の持分法適用関連会社です。また、新日	小西淳平氏は、新日鐵住金(株)の技術部門における長年の経験を有しており、この経歴を通じて培ってきた製鉄技術に関する経験・見識を、製鉄プロセスに欠かせない耐火物を供給している当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役としています。 小西淳平氏については、独立性の観点ではなく、上記のとおり、製鉄技術に関する経験・見識を、製鉄プロセスに欠かせない耐火物を供給している当社の経営の監督に活かしていただくことを期待して、社外取締役としています。

小西 淳平		<p>鐵住金(株)は、会社法施行規則第2条第3項第19号口規定の当社の特定関係事業者(主要な取引先)です。</p> <p>当社と新日鐵住金(株)の間では、耐火物製品販売等の取引があり、取引金額は48,287百万円(連結、2016年3月期)です。また、当社グループの新日鐵住金(株)の企業グループに対する売上比率は、約46.3%(連結、2016年3月期)となっています。</p>	<p>なお、社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。</p> <p>また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。</p>
小川 弘毅	○	<p>小川弘毅氏は、過去10年間において西部瓦斯(株)の業務執行者(業務執行取締役)であり、現在は同社の相談役です。</p> <p>当社と西部瓦斯(株)の間では、同社へのガス器具修理委託の取引があり、取引金額は1万円(単独、2016年3月期)です。</p>	<p>小川弘毅氏は、1994年6月から2013年6月まで西部瓦斯(株)の取締役として経営に携わってきました。この経歴を通じて培ってきたビジネスに関する経験・見識を当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役としています。</p> <p>当社と西部瓦斯(株)の間では、同社へのガス器具修理委託の取引があり、取引金額は1万円(単独、2016年3月期)です。しかし、この取引は、当社及び同社の事業規模に比して僅少であることから、小川弘毅氏の独立性に影響を与えるものではないと考えており、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、小川弘毅氏を独立役員として指定しました。</p> <p>なお、社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。</p> <p>また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。</p>
藤永 憲一	○	<p>藤永憲一氏は、過去10年間において九州電力(株)の業務執行者(業務執行取締役)であり、現在は(株)九電工の業務執行者(業務執行取締役)です。</p> <p>当社と九州電力(株)の間では、同社が供給する電力の利用の取引があり、取引金額は320万円(単独、2016年3月期)です。</p> <p>当社と(株)九電工の間では特別の関係はありません。</p>	<p>藤永憲一氏は、2009年6月から2012年6月までは九州電力(株)の取締役として、2012年6月以降は(株)九電工の取締役として経営に携わっています。この経歴を通じて培ってきたビジネスに関する経験・見識を当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役としています。</p> <p>当社と九州電力(株)の間では、同社が供給する電力の利用の取引があり、取引金額は320万円(単独、2016年3月期)です。しかし、この取引は、当社及び同社の事業規模に比して僅少であること、また、当社と(株)九電工の間では特別の関係はないことから、藤永憲一氏の独立性に影響を与えるものではないと考えており、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、藤永憲一氏を独立役員として指定しました。</p> <p>なお、社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。</p> <p>また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。</p>

任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事諮問会議	4	0	1	2	1	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問会議	4	0	1	2	1	0	社内取締役

補足説明 **更新**

役員人事については、取締役社長及び取締役社長が指名する社外役員3名からなる役員人事諮問会議を設置しています。同会議において、当社の取締役・監査役の指名及び経営陣幹部の選定に関する事項について審議し、取締役会に答申のうえ、取締役会で決議することとしています。

なお、監査役候補者の指名については、別途、監査役会の同意を得ることとしています。

役員報酬については、取締役社長及び取締役社長が指名する社外役員3名からなる役員報酬諮問会議を設置しています。同会議において、役員報酬の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申のうえ、取締役会で決議することとしています。

なお、委員構成における「社外有識者」に該当する委員は社外監査役1名であり、「委員長(議長)」は取締役社長です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

1. 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査については、リスクマネジメント部(本報告書提出日現在、専任の部長1名、専任の担当者2名のほか、他部門・部署との兼務者18名で構成されています。)が、当社グループにおける内部統制システムの整備・運用状況の実効性確認のために、当社及びグループ会社を対象として行います。また、その監査結果は、各職制にフィードバックし改善を促すとともに、その概要について内部統制委員会に報告を行います。監査役監査については、監査役会が監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っています。社内監査役は、取締役会、経営会議(経営会議については、常勤監査役が出席し意見を述べるができるものとしています。)、執行役員会等の重要な会議に出席する他、決裁伺書等の重要書類を閲覧し、取締役及び執行役員の業務執行状況や財産状況及び経営状況の監査を行っています。また、社内監査役は、当社の各事業所・グループ会社への往査等を行い、実効性のある監査に取り組んでいます。なお、監査役 丸田恵一氏は、当社の経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。また、監査役 部谷由二氏は、西日本鉄道(株)における経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

2. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

リスクマネジメント部は、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について、必要に応じて社内監査役、会計監査人と意見及び情報の交換を行う等、監査役及び会計監査人との連携をとり、認識の共通化に努めています。

また、リスクマネジメント部は、毎月2回、社内監査役との連絡会を開催し、内部監査等の業務を通して知り得たリスクマネジメント上の情報について、社内監査役と情報の交換を行っています。

社内監査役は、必要に応じてリスクマネジメント部、会計監査人と意見及び情報の交換を行う等、リスクマネジメント部及び会計監査人との連携をとり、認識の共通化に努めています。

また、社内監査役と会計監査人は、定期的(年度監査計画についてのヒアリング、四半期監査結果のレビュー、期中意見交換会)に、その他必要に応じて会合を開催するほか、会計監査人による本社地区の期末棚卸立会には社内監査役が同行し、必要に応じて会計監査人の会計監査に社内監査役が同行し立会います。

なお、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。

3. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関して、取締役会において報告を受け、意見及び情報の交換を行っています。

社外監査役は、監査役会において、社内監査役より、内部監査の実施状況及び結果、監査役監査の実施状況及び結果並びに会計監査人の職務の執行状況等について報告を受け、意見及び情報の交換を行っています。また、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関しては、取締役会及び監査役会において報告を受け、意見及び情報の交換を行っています。

さらに、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。

4. 会計監査人の情報

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 2015年度に係る会計監査人の報酬等の額

・2015年度に係る会計監査人としての報酬等の額 47百万円

・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、第124期(2014年4月1日から2015年3月31日まで)有価証券報告書に添付された、2015年6月26日付「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」の英文翻訳業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森崎 雅文	他の会社の出身者							○		○				
部谷 由二	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		森崎雅文氏は、現に新日鐵住金(株)の業務執行者(使用人)であり、過去10年間においても同社の業務執行者(使用人)でありました。新日鐵住金(株)は、当社の	森崎雅文氏は、新日鐵住金(株)の購買部門における長年の経験を有しており、この経歴を通じて培ってきた購買に関する経験・見識を、製鉄プロセスに欠かせない耐火物を供給している当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、社外監査役として選任いたします。森崎雅文氏については、独立性の観点ではな

森崎 雅文	筆頭株主(当社の総株主の議決権の47.01%を所有(直接所有分、2016年3月31日時点))であり、当社は、新日鐵住金(株)の持分法適用関連会社です。また、新日鐵住金(株)は、会社法施行規則第2条第3項第19号口規定の当社の特定関係事業者(主要な取引先)です。当社と新日鐵住金(株)との間では、耐火物製品販売等の取引があり、取引金額は48,287百万円(連結、2016年3月期)です。また、当社グループの新日鐵住金(株)の企業グループに対する売上比率は、約46.3%(連結、2016年3月期)となっています。	く、上記のとおり、購買に関する経験・見識を、製鉄プロセスに欠かせない耐火物を供給している当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待して、社外監査役としています。なお、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。
部谷 由二	○ 部谷由二氏は、西日本鉄道(株)の業務執行者(業務執行取締役)です。当社と西日本鉄道(株)の間では、同社が提供する貸切バスの利用の取引があり、取引金額は16万円(単独、2016年3月期)です。	部谷由二氏は、西日本鉄道(株)の経理・財務部門における長年の経験を有するとともに、2008年6月以降は同社取締役として経営に携わっています。この経歴を通じて培ってきた財務及び会計に関する知見並びにビジネスに関する経験・見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、社外監査役としています。当社と西日本鉄道(株)の間では、同社が提供する貸切バスの利用の取引があり、取引金額は16万円(単独、2016年3月期)です。しかし、この取引は、当社及び同社の事業規模に比して僅少であることから、部谷由二氏の独立性に影響を与えるものではないと考えており、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、部谷由二氏を独立役員として指定しています。なお、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のためのインセンティブも付与すべく、全額業績連動型としています。

具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結経常損益に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2015年度(2015年度に係るもの及び2015年度において受け又は受ける見込みの額が明らかとなったもの(過去の事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。以下同じ。))における取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の総額は173百万円(基本報酬140百万円、役員退職慰労金引当金繰入額等33百万円、対象となる役員の員数11名)です。

なお、上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれていません。

2015度における監査役(社外監査役を除く。)の報酬等の総額は31百万円(基本報酬23百万円、役員退職慰労金引当金繰入額等8百万円、対象となる役員の員数2名)です。

また、2015年度における社外役員の報酬等の総額は7百万円(基本報酬7百万円、対象となる役員の員数2名)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書のI-1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1】(情報開示の充実)の(3)「経営陣幹部及び取締役の報酬決定の方針・手続」に記載していますので、ご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役には、必要に応じて取締役会決議事項の事前説明を行います。また、取締役会資料は、開催日前に送付しています。

取締役会及び監査役会の資料・議事録の送付等、社外取締役及び社外監査役へのサポートは、総務グループが担当しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

現行のコーポレート・ガバナンス体制の概要、考え方については、本報告書のI-1「基本的な考え方」に記載しています。

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等に係る以下の補足説明及び末尾の模式図と併せてご参照ください。

1. 各種組織について

(1) 取締役(会)

1) 役割

取締役は、当社グループのミッションステートメントに基づき、法令を遵守します。また、取締役会規程に基づき取締役会において経営上の重要事項の決定を行い、報告を受けます。

社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行います。

なお、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。

2) 構成メンバー

取締役10名(社外取締役3名、女性0名)

3) 開催状況(2015年度)

定例: 13回

(2) 監査役(会)

1) 役割

社内監査役は、取締役会、経営会議(経営会議については、常勤監査役が出席し意見を述べる事ができるものとしています。)、執行役員会等の重要な会議に出席する他、決裁伺書等の重要書類を閲覧し、取締役及び執行役員の業務執行状況や財産状況及び経営状況の監査を行っています。また、社内監査役は、事業場への往査等を行い、実効性のある監査に取り組んでいます。

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行います。また、監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をしています。

なお、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。

2) 構成メンバー

監査役4名(常勤監査役1名、非常勤監査役3名(うち社外監査役2名)、女性0名)

3)開催状況(2015年度)

定例:12回

(3)経営会議

1)役割

取締役社長の諮問機関として、経営基本方針、重要な業務執行事項等の審議・報告を目的とした経営会議を定期的に(原則月2回)、また必要の都度開催しています。

経営会議に付議された事項は、その審議を経て取締役社長が決定しますが、取締役会付議事項に該当するものは、別途取締役会に付議しています。

2)構成メンバー

- ・議長:取締役社長
- ・常勤取締役及び取締役社長が指名する者
- ・常勤監査役は、経営会議へ出席し意見を述べるものとしています。

3)開催状況(2015年度)

34回

(4)執行役員(会)

1)役割

当社は経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能との分離を可能にし、取締役会の意思決定機能、監督機能を高めるとともに、業務執行の迅速化かつ効率化を図ることを目的として、2008年6月より執行役員制度を導入しています。

原則として、定例取締役会終了後に執行役員会を開催し、取締役社長からの取締役会の決定事項・報告事項の説明、執行役員からの業務執行状況の報告、情報交換を行います。

2)構成メンバー

- ・取締役社長(1名)及び執行役員(22名、女性0名)
- ・監査役は、執行役員会に出席し意見を述べるものとしています。

3)開催状況(2015年度)

12回

2. 会計監査の状況

会計監査については、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任 あずさ監査法人を起用し、会計処理の透明性と正確性に努め、期末の決算時に限らず、監査法人からの求めに応じて必要なデータを提出し、適正な監査が行える体制をとっています。

2015年度において、会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任 あずさ監査法人の指定有限責任社員 業務執行社員 増田靖(継続監査年数3年)、同 佐田明久(継続監査年数6年)の2氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他6名です。

3. 指名、報酬決定の機能に係る事項

本報告書のI-1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1】(情報開示の充実)の(3)「経営陣幹部及び取締役の報酬決定の方針・手続」及び(4)「取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定の方針・手続」に記載していますので、ご参照ください。

4. 当社と取締役・監査役との間で締結している責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書のI-1「基本的な考え方」の(2)「当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的体制」に記載していますので、ご参照ください。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月29日開催の第125期定時株主総会招集通知を、法定期日より4営業日前の6月8日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人が運営する議決権行使サイトを利用して、電磁的方法(パソコン又は携帯電話を用いたインターネット)による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
その他	株主総会招集通知を、当社ホームページ及び株主名簿管理人が運営する専用のサイトに掲載しています。 なお、当社ホームページには、2016年6月29日開催の第125期定時株主総会招集通知を発送日より2営業日前の6月6日に掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社のホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、通期決算発表後(概ね5月下旬)及び第2四半期決算発表後(概ね11月下旬)に、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しています。 取締役社長が、決算内容、当社グループの戦略等について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信をはじめとする適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンスに関する報告書のほか、決算説明会の資料を掲載しています。 また、決算説明会の動画配信も実施しています。 URL http://www.krosaki.co.jp/c3/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務グループをIR担当部署としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2003年4月に策定したミッション・ステートメントにおいて、「あらゆる活動を通じ事業価値向上につとめ、株主の利益に貢献します。」を当社グループの経営方針のひとつに位置づけています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2001年6月に、環境宣言を行いました。2002年にはISO14001の認証を取得し、省エネ、産廃削減環境に配慮した製品開発などに取り組んでいます。 また、毎年「環境報告書」を作成し、当社のホームページに掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部統制システムの基本方針において、法令等に開示が定められた重要経営情報を適切に開示する他、IR活動やホームページを通じ、積極的な情報開示に取り組む旨を定めています。 また、この基本方針に則って「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社のホームページに掲載しています。 株主との建設的な対話に関する方針については、本報告書のI-1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)に記載していますので、ご参照ください。

その他

現状、取締役、監査役、執行役員に女性は存在しません。
当社として、女性であることを理由に役員への登用の有無を決定する取扱いはありませんが、役員にふさわしい人材であれば、性別に関係なく、登用を検討します。
また、2016年5月31日現在、全管理職(534名)中、女性は11名です。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社グループは、2003年4月に策定したミッションステートメントに基づき、あらゆる活動を通じ企業価値の向上を目指します。その具体化のため、当社においては以下の基本方針に従い、業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性の確保、関連法令の遵守を目的とした内部統制システムの継続的な整備・運用を行います。

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役は、当社グループのミッションステートメントに基づき、法令を遵守する。また、取締役会規程に基づき、取締役会において経営上の重要事項の決定を行い、報告を受ける。取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役同士で監視し合うほか、監査役会による監査を受ける。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、経営会議、内部統制委員会等の重要会議の議事録を作成するとともに、それらの議事録や決裁伺書等情報の保管を情報管理に関する規程に基づき、適切に行う。また、法令等に開示が定められた重要経営情報を適切に開示するほか、IR活動やウェブサイトを通じ、積極的な情報開示に取り組む。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
内部統制基本規程に、日常の各部門の役割及び危機発生時の対応について定めている。
当社の内部統制システムの運用は、各部門長及びグループ会社社長の責任のもとに行われる自律的マネジメント(リスクの把握・評価、対策立案、対策実施、自主点検等)を基本とする。
各部門のリスクマネジメントをサポートするため、業務上の各リスクに応じたリスク分科会を設置する。
各部門長及びグループ会社社長は、法令違反、若しくは違反のおそれのある行為を認識した場合、速やかに当該リスク分科会長及びリスクマネジメント部長に報告する。
リスクマネジメント部は、各部門、各リスク分科会、各グループ会社との間で情報を共有し、全社の内部統制システムの向上を図る観点から、各職制のリスクマネジメントの状況について、重要なリスクから重点的に内部監査を行い、その結果を内部統制委員会に報告するとともに、各職制にフィードバックする。
内部統制委員会を定期的に開催し、リスクへの対応状況について各内部統制委員からの報告を受け、必要に応じて指導を行う。また、リスクマネジメント部からの内部監査報告を受ける。それらのうち、重要な事項については、経営会議及び取締役会に報告する。
社内監査役、総務グループ員、社外専門機関を通報窓口とした内部通報制度を設け、当社内で違法・不当な行為が行われていた場合に通報を受け付け、その事実関係を調査して、結果を社長、監査役及び通報者に知らせるとともに、違法・不当な行為が確認された場合には、就業規則に基づき、その行為者の処分を行う。
危機発生時には、内部統制委員会の中に緊急対策本部を設置し、損失を最小限にとどめる。
- (4) 当社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会決議により、各取締役の職務分担を適切に行うとともに、組織及び職制規程、業務分掌規程にその基本的職務を規定する。また、決裁伺規程、共通職務権限規程に取締役及び主要な使用人の決裁権限、責任を規定する。
経営計画、事業戦略、投融资等の重要な経営事項は、経営会議等で十分に審議した上で、取締役会規程に基づき、取締役会で決議を行う。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令、定款、社内規程違反も業務遂行上のリスクのひとつと捉え、上記(3)で記載した内部統制の仕組みにより、使用人の職務執行が法令、定款、社内規程に適合することを確保する。また、使用人が適法に業務遂行できるよう、計画的に教育・啓発活動を実施する。
- (6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社のグループ経営運用規程に基づき、各グループ会社は、事業方針、事業計画、予算等の経営上の重要事項について、当社と事前協議を行う。
また、決算、事業概況等については、当社がグループ会社に報告を求めるとともに、助言等を行う。
ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の内部統制基本規程に基づき、各グループ会社は、リスク管理事項について自主点検を行う。自主点検の結果、あるいは業務の遂行を通して、問題が発生、若しくは発生のおそれがあると確認された場合、当社に報告を行う。
また、当社は、リスクマネジメント責任者会議を定期的に開催し、当社の内部統制活動について各グループ会社に周知を図る。
加えて、当社から主要なグループ会社に対して取締役及び監査役の派遣を行い、直接経営に関与及び監査をする。
さらに、当社の内部通報窓口は、グループ会社からの通報も受け付け、事実確認を行う。不適切な事実が認められた場合、当該グループ会社は、当該使用人、場合によってはその管理者について指導及び懲戒処分を行う。
ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例会議等を通して各グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、マネジメントに関する支援を行う。
ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況並びに法令違反、若しくは違反のおそれのある行為・事実について各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言・指導等を行う。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役から求めがあった場合、その職務を補助する専任のスタッフを置く。取締役からの独立性を確保するため、そのスタッフは監査役直属とし、監査役の指示の下で業務を行う。
監査役スタッフの異動及び人事考課等については、監査役と総務人事部長とで協議する。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制
イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び使用人は、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について適宜監査役に報告する。また、リスクマネジメント部は、内部監査の結果をはじめ、業務を通して知り得たリスクマネジメント上の重要事項についても適宜監査役に報告を行う。
監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議へ出席し、また、決裁伺書を監査役に回付することで経営上の重要事項について取締役との情報共有を行う。
ロ. グループ会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適宜当社の監査役に直接又はリスクマネジメント部を通じて報告を行う。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部通報規程等に基づき、これらの報告をした者に対し、報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。
- (11) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が職務執行に際して、取締役及び監査対象部署の職員は、資料の開示等情報提供に協力する。
リスクマネジメント部は、グループ会社を含む全社の内部統制に関し、監査役と定期的に、かつ必要の都度、情報交換を行う。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及び体制整備に関する事項
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針とする。
反社会的勢力に関する事項については、総務人事部総務グループを対応窓口とし、反社会的勢力からの理不尽な要求等があった場合には、総務グループへ連絡するよう周知徹底する。当社へ反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察に連絡・相談し、その指導を受けながら、適切な対応を行う。

2. 内部統制システムの整備状況

当社グループは、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、それらに関する社内規程に基づいて、内部統制システムの運用、リスク管理及びグループ会社の業務の適正の確保を行っています。

(1) 各職制

当社グループの内部統制システムの運用は、各部門長及びグループ会社社長の責任のもとに行われる自律的管理(リスクの把握・評価、対策立案、対策実施、自主点検等)を基本としています。

なお、自部門又はグループ会社においてリスクが発生した場合、速やかに、該当するリスク分科会長(後述)及びリスクマネジメント部長に報告することも、部門長及びグループ会社社長の責任の一つとして規程に定めています。

(2) リスク分科会

購買、製造、販売等の業務上のリスクに応じて、リスク分科会を8つ設置し、部門の枠組みを超えた内部統制活動の指導、支援、監視、情報の共有化を行っています。

(3) リスクマネジメント部

リスクマネジメント部を設置し、各部門、各リスク分科会、各グループ会社との間で情報を共有するとともに、当社グループの内部統制システムの整備・運用のサポート及び内部監査を行っています。

(4) 内部統制委員会

当社及びグループ会社の内部統制の方針・活動計画を審議、承認するとともに、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況、問題・課題・対策並びに内部監査結果の報告を受け、情報を共有し、必要に応じて指導を行う機関として、内部統制委員会を設置しています。

内部統制委員会は、取締役社長を委員長、取締役及び各リスク分科会長を委員として構成されています。この構成メンバーに、監査役、リスクマネジメント部長を加え、定期的に(半期に1回)、また必要の都度開催しています。

なお、当社及びグループ会社で危機的状況が発生した場合には、内部統制委員会の中に緊急対策本部を設置し、機動的かつ部門横断的に問題解決を図り、損失を最小限にとどめるようにしています。

(5) リスクマネジメント推進会議

当社及びグループ会社の内部統制上の重点課題の対応状況及び各リスク分科会の活動状況のフォロー並びに内部統制上の施策の審議を主目的として、リスクマネジメント推進会議を設置しています。

リスクマネジメント推進会議は、内部統制を管掌する取締役を議長とし、リスク分科会(会長及び事務局員)、部門長、リスクマネジメント部長、監査役を構成メンバーとして、定期的に(四半期に1回)、また必要の都度開催しています。

(6) リスクマネジメント責任者会議

グループ会社との内部統制に関する情報の共有化及び意見交換の場として、リスクマネジメント責任者会議を開催しています。

リスクマネジメント責任者会議には、各社のリスクマネジメント責任者が出席し、定期的に(半期に1回)開催しています。

(7) 内部通報制度

法令違反や不正の拡大を防止し、適切な措置を早期に講じる目的で、内部通報制度を設けています。内部通報窓口は、社内監査役及び総務グループ員に加え、社外専門機関としています。通報者の保護のため、適正に通報を行ったことを理由として通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない旨を規程に定めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応窓口

反社会的勢力に関する事項については、総務グループを対応窓口とし、反社会的勢力からの理不尽な要求等があった場合には、総務グループへ連絡するよう周知徹底しています。当社へ反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察に連絡・相談し、その指導を受けながら、適切な対応を行います。

(2) 情報収集

福岡県企業防衛対策協議会に加盟して警察や近隣他社との連絡を密にし、反社会的勢力に関する情報収集を図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考え、経営の更なる効率化を進めています。
 ライツプラン等の買収防衛策については、法令、経営環境の変化等により、適宜検討することとしています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制
 以下に記載の模式図をご参照ください。

2. 適時開示体制の概要

当社の重要情報(子会社の情報を含む。)は、本社部門である企画部、財務部、総務グループで収集に努めています。
 収集された情報について、企画部、財務部、総務グループにより構成される開示委員会にて情報の内容を確認のうえ、情報管理責任者(総務人事部長)が有価証券上場規程及び関係諸法令に基づき、また任意開示の是非も考慮し、開示要否の判定を行います。
 決定事実については、決議後直ちに、発生事実や決算情報については、取締役社長の決裁後直ちに開示することとしています。

